

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	太田 康彦（29）	<p>1. 森林環境譲与税と富士市の林業行政について</p> <p>森林整備に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税については、平成31年度から市町村及び都道府県に譲与されています。</p> <p>森林環境税は令和6年1月1日に施行され、国内に居住する個人に対し課税される国税で、年額1000円となっています。</p> <p>平成30年5月には森林経営管理法が成立し、平成31年4月に施行され、この法律に基づき、新たに森林経営管理制度が始まっています。</p> <p>森林の適切な経営管理は、災害防止や地球温暖化防止など、森林の公益的機能の維持増進に必要であり、また、所有者不明や境界不明確等の課題も顕在化しています。</p> <p>この制度は、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化を進め、それが実施されていない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的としています。</p> <p>令和元年度に富士市に配分される森林環境譲与税は2000万円と見込まれ、平成31年度の小長井市長の施政方針では「森林環境譲与税を活用し、私有林、貸付林の境界確定や所有者情報システムの整備に着手いたします。」と述べられています。</p> <p>令和2年度政府税制改正大綱においては、市町村及び都道府県における森林の整備及びその促進に関する施策の実施状況等から、令和2年度及び令和3年度の譲与額を400億円とし、さらに、令和4年度及び令和5年度の譲与額を500億円、令和6年度からは全額譲与の600億円が予定されています。また、市町村と都道府県の譲与割合も前倒しで改定されることとなります。</p> <p>森林環境の整備促進に国の積極的な取組を受け、富士市が初年度において、どのような取組を行い、また、森林環境譲与税の制度改正に伴い、施策の推進をどのように進めていくのかについて以下伺います。</p> <p>(1) 平成31年度の森林環境譲与税を活用した取組の状況について伺います。</p> <p>(2) 税制改正に伴い、令和2年度以降の森林環境譲与税の富士市への配分額は税制創設当時に比べ、大きな増額となりますが、予想される配分額について伺います。</p> <p>(3) 税制改正に伴い、富士市の森林環境譲与税の本旨に沿った活用をどのように考えているのでしょうか。</p> <p>富士市では森林経営管理制度に基づき、令和元年5月に市内3地区を対象に意向調査を行い、さらに説明会を実施。11月には富士市に森林の経営管理を委託する意向を示した森林所有者に追加の説明会を行っています。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
5	太田 康彦（29）	<p>(4) アンケート調査の結果及び、説明会の概要と成果について伺います。</p> <p>(5) 所有者不明あるいは所有者は判明しているが、管理の意向表明のない森林等についてはどのように対応していくのでしょうか。</p> <p>平成31年度に始まった法律と税制のもと、木材利用の促進、普及啓発から長期的には林業の成長産業化、適切な管理のもとでの適正な森林循環の形成を目標としています。ここでは、木材利用の促進について伺います。</p> <p>(6) 富士ヒノキを使用した住宅補助金制度が設けられ、利用も拡大が見られます。一般住宅にとどまらず、店舗等での本制度の補助要件の拡大の考えはありますか。</p> <p>(7) 富士市が取り組むCNFは、木材由来の将来有望な新素材ですが、この分野への将来的な展開について伺います。</p>	市長 及び 担当部長